

証券コード8938
(発送日) 2023年6月13日
(電子提供措置開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 藤 本 一 郎

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.glome-holdings.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「グローム・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8938」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午後1時
(開催時刻が例年と異なります。お間違えのないようにご注意ください。)
2. 会 場 東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第31期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第31期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収合併契約承認の件
 - 第2号議案 剰余金の処分の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項

を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第11条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いています。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

第31回定時株主総会におけるライブ配信について

本総会におきましては、株主の皆様のご利便性等を考慮し、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」といいます。）を導入いたします。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 本バーチャル株主総会とは

- (1) ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主様専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものです。

2. 参加の手続き

- (1) 本バーチャル株主総会へ参加される株主様は、後記「3.」に記載のID（株主番号）とパスワードを後記「4.」の「株主様専用ウェブサイト」で入力してください。
- (2) 本バーチャル株主総会で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりませんので、本バーチャル株主総会を通して、当日の議決権行使や質問はできません。

従いまして、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するよう書面により議決権を行使していただくか、又は同日時までにインターネットにより議決権を行使していただきますようお願いいたします。

3. IDおよびパスワード

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の8桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

4. 株主様専用ウェブサイト

アドレス <https://8938.ksoukai.jp>

5. その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2023年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」ページにてお知らせいたします。
- (7) 本バーチャル株主総会の配信画像の転用・転載は禁止いたします。

6. お問い合わせ先

本バーチャル株主総会に関して、お電話によるお問い合わせ先は以下の通りです。

グローム・ホールディングス株式会社 総務部 03-5545-8101

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの連結業績は売上高1,798百万円(前年同期比27.2%減収)、営業利益89百万円(前年同期比73.8%減益)、経常利益は268百万円(前年同期比22.5%減益)、親会社株主に帰属する当期純利益は348百万円(前年同期比66.6%増益)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次の通りです。

①医療関連事業セグメント

売上高1,085百万円(前年同期比47.8%減収)、営業利益416百万円(前年同期比38.7%減益)となりました。アライアンス先医療機関が保有する総病床数は5,097床(前連結会計年度末から1,384床減少)となり、アライアンス先施設の内訳は無床診療所6施設、有床診療所8施設、病院(介護医療院を含む)26施設、介護老人保健施設11施設の計51施設となりました。

当連結会計年度における新規のアライアンス獲得はありません。

②不動産関連事業セグメント

売上高712百万円(前年同期比82.2%増収)、営業利益124百万円(前年同期比1.1%減益)となりました。

合同会社PBTF1が保有する三重県多気郡所在の不動産の売却により不動産販売収入等を計上しています。本件売却により合同会社PBTF1は連結要件が解消されたため、連結から除外となっています。また、下記商業施設2件は、引き続き不動産の賃貸事業を行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

③その他

営業外収益

営業外収益に業務委託契約の中途解約に伴う違約金収入71百万円の計上がありました。

持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングス
2022年12月期に親会社株主に帰属する当期純利益396百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益121百万円）を計上しました。これに伴い、当社の所有割合29.5%に相当する116百万円を持分法による投資利益（前連結会計年度は持分法による投資利益35百万円）として計上しています。

特別損益

特別利益に債務返還引当金戻入益88百万円、受取保険金51百万円と新株予約権戻入益22百万円の計上と特別損失に特別調査費用20百万円、関係会社清算損12百万円の計上がありました。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高2,964百万円に対して有利子負債の残高はありません。当社グループの資金需要のうち、主なものは、新規に獲得するアライアンス先医療機関の一部に対して一定期間、資金支援の為、当社グループから行う貸付です。医療機関への貸付内容は、貸付先医療法人の財務・経営状況等により異なりますが、当社グループの自己資本で対応できると考えています。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は24百万円です。
主なものは、北海道の2商業施設の改修による建物付属設備や構築物です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、有利子負債は全額弁済が完了しました。必要資金は自己資金により対応し、外部からの新たな資金調達は行っていません。

(4) 対処すべき課題

①内部統制体制の強化

当社は、当社連結子会社において2021年3月期第2四半期から2022年3月期に行われた不適切な取引に対し、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書の結果を踏まえ、同年8月30日に再発防止策を策定いたしました（同年9月28日及び2023年2月17日に一部変更）。ここに至った事態を深く反省し、再発防止策を着実に実行し、このような事態を二度と発生させないよう、当社グループの内部統制体制の強化に努めます。

②財務体質の強化

必要に応じてアライアンス先医療機関に対して資金的支援を機動的に行えるよう、当社グループの財務体質を強化するとともに、利用可能な資金の確保を行っていきます。

③医療関連事業の推進

①に記載の不適切な取引を主なきっかけとして、アライアンス先だった7医療法人と業務委託契約を解除することになりました。当社グループは、既存アライアンス先へのサービス内容を見直し、信頼の回復に努める一方、2023年3月期には中断していた新規アライアンス先の獲得を再開することといたしました。再発防止策を実行しつつ、スケールメリットを活かしながら、アライアンス先への経営指導を含むサービスを重層的に提供していきます。

④不動産関連事業からの撤退

不動産関連事業については、2023年3月末現在も所有する2件の商業施設について、時期は未定ながら、売却価格や収支等を勘案しながら売却を検討する方針です。

⑤経営体制の安定化

2022年11月に任期途中の代表取締役社長が退任し、2023年1月には臨時株主総会を開催し社内従業員から2名を当社役員に昇格させることを骨子とする新たな役員体制を発足させました。2024年3月期は、経営体制を安定させ、当社グループで行う事業を安定・着実に進捗していくことを目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第28期 2019年度	第29期 2020年度	第30期 2021年度	第31期 (当連結会計年度) 2022年度
売 上 高	8,288	3,904	2,470	1,798
経常利益又は経常損失 (△)	△2,219	46	346	268
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△)	△2,227	△255	208	348
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△400.62円	△38.82円	23.09円	38.47円
総 資 産 額	11,127	8,303	8,900	8,432
純 資 産 額	3,708	7,341	7,656	8,006

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
グローム・マネジメント株式会社	285百万円	100%	医療関連事業
グローム・ワークサポート株式会社	75百万円	100%	医療関連事業
グローム・ステイ株式会社 (注3)	60百万円	100%	医療関連事業
グローム・プラス株式会社 (注3)	50百万円	100%	医療関連事業
合同会社シアトル525 (注3)	0.1百万円	100%	不動産関連事業
株式会社DAホールディングス (注1)	100百万円	29.5%	医療関連事業

(注1) 株式会社DAホールディングスは当社の持分法適用関連会社です。

(注2) 2022年9月末より、合同会社PBTF1は支配に該当する取引が終了したため、連結の範囲から除外しています。

(注3) グローム・プラス株式会社とグローム・ステイ株式会社と合同会社シアトル525は休眠しています。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社5社並びに関連会社1社により構成されています。

①医療関連事業セグメント

当社グループは、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価として業務委託報酬等(当社グループの売上)を受領します。

具体的には、連結子会社において、アライアンス先医療機関(2023年3月末現在:51施設、5,097床)に対して、以下のサービスを提供して、もしくはサービスの提供を計画・検討しています。

<グローム・マネジメント株式会社>

- ・経営・管理・運営の指導
- ・他医療法人等との連携支援
- ・保険・医療・福祉関連の情報提供
- ・医療機器購入支援
- ・薬剤購入支援
- ・在庫管理支援
- ・給食事業支援
- ・貸金業全般

- ・IT化支援
- ・不動産施設管理支援
- ・医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導

<グローム・ワークサポート株式会社>

- ・人事・労務を中心とした研修
- ・人事制度の構築支援
- ・諸規定の制定支援
- ・有料職業紹介
- ・事務業務の請負

当社の公表している「施設数」「病床数」は、

- ・有床診療所
- ・病院（介護医療院を含む）
- ・介護老人保健施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護療養施設
- ・有料老人ホーム（特定施設であるもの）

における認可病床数の合計であり、

- ・透析ベッド
- ・サービス付高齢者向け住宅（特定施設でないもの）
- ・グループホーム
- ・ケアハウス

については、病床数の合計に含めていません。

なお、2023年3月末現在、

- ・無床診療所：6施設
 - ・有床診療所：8施設／150床
 - ・病院（介護医療院を含む）：26施設／3,817床
 - ・介護老人保健施設：11施設／1,130床
- 合計：51施設／5,097床となっています。

病院3,817床の分類は、

- ・一般：1,021床
- ・療養：389床
- ・精神：2,076床
- ・介護医療院：331床

となります。

②不動産関連事業セグメント

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針ですが、2023年3月末現在、以下の不動産の賃貸事業を当社グループにおいて行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

(8) 主要な営業所等（2023年3月31日現在）

①当社

本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号

②子会社

グローム・マネジメント株式会社	本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号
グローム・ワークサポート株式会社	本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号
グローム・ステイ株式会社	本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号
グローム・プラス株式会社	本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号
合同会社シアトル525	本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号
株式会社DAホールディングス	本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号

(注) 1. グローム・プラス株式会社とグローム・ステイ株式会社と合同会社シアトル525は休眠しています。

(注) 2. 株式会社DAホールディングスは当社の持分法適用関連会社です。

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
医療関連事業	45名	2名減
不動産関連事業	0名	0名減
全社（共通）	16名	1名増
合計	61名	1名減

- (注) 1. 医療関連事業の従業員数が前期末と比べ2名減少していますが、従業員の役員就任による減少及び退職者による減少が、新規雇用による増加より多かったためのものであります。
2. 「不動産関連事業」には専属の人員を配置しておらず、「全社（共通）」の従業員が兼務しているため0名としています。
3. 全社（共通）の従業員数が前期末と比べ1名増加していますが、連結会社間で医療関連事業から全社（共通）に、また、全社（共通）から医療関連事業に業務内容が変更となった従業員の増減によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17,070,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,051,000株 |
| (3) 株主数 | 1,954名 |

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENTS LIMITED	3,040,600株	33.59%
金子修	968,800株	10.70%
江川源	282,100株	3.11%
BNP PARIBAS SINGAPORE / 2 S / JASDEC / UOB KAY HIAN PRIVA TE LIMITED	242,900株	2.68%
日本証券金融株式会社	208,000株	2.29%
GMOクリック証券株式会社	199,700株	2.20%
青山英男	172,400株	1.90%
株式会社 D M M . c o m 証券	150,500株	1.66%
野村証券株式会社	138,700株	1.53%
auカブコム証券株式会社	120,400株	1.33%

(注) 持株比率は自己株式（570株）を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

240個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 24,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 104,000円（1株当たり1,040円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本

準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年7月1日から2030年6月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50個	5,000株	1名
社外取締役	－個	－株	－名
監査等委員	40個	4,000株	1名

(注) 1. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあったときに付与されたものです。

(注) 2. 監査等委員が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に取締役の地位にあったときに付与されたものです。

2021年6月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
400個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 40,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり 171,000円（1株当たり1,710円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減

じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間
2023年7月1日から2031年6月28日まで

- ・新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。但し、当社の従業員又は当社子会社の従業員が割当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあることを要する。

- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	150個	15,000株	2名
社外取締役	一個	一株	一名
監査等委員	一個	一株	一名

（注）1. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）のうち1名が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に子会社取締役として付与されたものです。

（注）2. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）のうち1名が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に子会社従業員として付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として子会社役員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 本 一 郎	グローム・マネジメント(株) 代表取締役会長 グローム・ワークサポート(株) 代表取締役会長 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 (株)アジアゲートホールディングス 社外取締役・監査等委員 公益財団法人中辻創智社 理事 扶和ドローン(株) 監査役 神戸大学法科大学院 兼任講師
取 締 役	森 芳 英	グローム・マネジメント(株) 代表取締役社長 グローム・ワークサポート(株) 取締役
取 締 役	菅 原 正 純	グローム・マネジメント(株) 取締役
取 締 役	何 清	北京北大青島有限責任公司 副総裁 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事
取 締 役	齋 藤 顕 次	(株)Webplus Japan 代表取締役 NC MAX WORLD(株) 取締役 (株)ハンドレッドイヤーズ 取締役 (株)FAIRY FOREST 取締役 (株)アジアゲートホールディングス 取締役
取 締 役	張 力 耘	DivineSoft(株) 代表取締役 守望智康（北京）科技有限公司 総経理
取 締 役・ 常勤監査等委員	山 口 公 明	セントケアホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役・ 監 査 等 委 員	堂 野 達 之	堂野法律事務所 所長
取 締 役・ 監 査 等 委 員	真 鍋 恵 美 子	公認会計士真鍋恵美子事務所 所長 税理士法人すばる会計 社員 四国旅客鉄道(株) 監査役 (株)すばる 取締役

- (注) 1. 取締役何清氏、齋藤顕次氏、張力耘氏、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏は、社外取締役です。ただし、何清氏は2023年4月1日付けで当社子会社の業務執行取締役に就任したため、社外性を喪失しています。
- (注) 2. 常勤の取締役・監査等委員として、山口公明氏を選任しています。同氏は、その経歴から、法務・コンプライアンスに相当程度の知見を有しており、常勤の取締役・監査等委員として選任しています。
- (注) 3. 取締役・監査等委員真鍋恵美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注) 4. 当社は、取締役・監査等委員堂野達之氏及び取締役・監査等委員真鍋恵美子氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
- (注) 5. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しています。
- (注) 6. 当事業年度中の取締役及び監査役の退任は次のとおりです。なお、このうち宮下仁氏は、2022年11月18日に、当社代表取締役社長を辞任しております。

氏名	退任日	理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
金重 凱之	2022年7月28日	任期満了	常勤監査役 タマホーム株式会社 社外取締役
堂野 達之	2022年7月28日	任期満了	監査役（社外監査役） 堂野法律事務所 所長
松野 直徒	2022年7月28日	任期満了	監査役（社外監査役） 旭川医科大学 講師
山口 公明	2022年7月28日	任期満了	取締役 セントケアホールディングス(株) 社外取締役
橋本 和久	2022年7月28日	任期満了	取締役
宮下 仁	2023年1月31日	辞任	取締役
徐 柱良	2023年1月31日	辞任	取締役（社外取締役） 北大青島グループ 副総裁

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役何清氏、齋藤顕次氏、張力耘氏、山口公明氏、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏の5氏と、それぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約における損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、対象となる取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものです。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年7月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

A. 個人別の報酬等のうち、次の事項（a.~d.）の決定に関する方針

a.業績連動報酬等について業績指標の内容・額又は算定方法

当社は、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書を踏まえ、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

b.非金銭報酬等（株式報酬、ストック・オプション）の内容・額（数）又は算定方法

a.と同様の理由により、非金銭報酬等（株式報酬、ストック・オプション）は、現時点では行わない。

c.その他の報酬（＝確定額報酬等（a. b.以外の報酬））の額又は算定方法
取締役のその他の報酬（＝確定額報酬等）については、個々の取締役の役位、能力、職責、在任年数、社会的地位等を踏まえ、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して、株主総会で定められた基準の範囲内で、取締役会の決議により、個別の報酬額について決定する。

d. a. b. c.の割合（構成比率）の決定に関する方針

現時点では、c.その他の報酬（＝確定額報酬等（a. b.以外の報酬））を100%とする。

B. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

確定額役員報酬は、年間報酬額の1/12を月額で支払う。

C. 報酬等の内容の決定方法（以下は、取締役その他の第三者に委任する場合）

該当事項はありません。

D. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

E. その他（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた基準の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、個別の報酬額について決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	業績連動 報酬	退職慰 労金	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	59 (6)	33 (6)	- (-)	15 (-)	11 (-)	10 (5)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8 (5)	8 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3 (1)	3 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	72 (12)	45 (12)	- (-)	15 (-)	11 (-)	16 (9)

(注) 1. 当社は、2022年7月28日付けで監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(注) 2. 上表には、2022年7月28日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名（うち社外監査役2名）、2023年1月31日付けで辞任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでいます。

(注) 3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

(注) 4. 藤本一郎代表取締役の報酬は、社外取締役として受領した部分については、「社外役員」の欄に計上し、代表取締役として受領した部分については、「取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）」に計上しております。

(注) 5. 業績連動報酬等にかかる報酬は「① A. a. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。

(注) 6. 非金銭報酬等にかかる報酬は「① A. b. 非金銭報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。また、当事業年度における保有状況は「3. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しています。

(注) 7. 当社の取締役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）及び2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、当該報酬枠とは別に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額80百万円以内と決議いただきましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月27日及び同年7月28日開催の第30回定時株主総会において年額60百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。

(注) 8. 当社の監査役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月27日及び同年7月28日開催の第30回定時株主総会において年額30百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・2022年11月18日まで社外取締役であった藤本一郎氏は、2022年11月18日時点で、弁護士法人創知法律事務所の代表社員、神戸大学法科大学院の非常勤講師、一般財団法人中辻創智社（なお、2023年3月31日付で公益財団法人中辻創智社へと商号変更しております。）の理事、同志社大学法科大学院の客員教授、扶和ドローン株式会社の監査役及び株式会社アジアゲートホールディングスの社外取締役・監査等委員でした。当社と弁護士法人創知法律事務所は、顧問契約（月毎の固定額の支払及び固定額を超過した場合の時間制報酬）を締結しています。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。藤本一郎氏は、2022年11月18日付けで当社代表取締役に就任したため、当社における社外性を喪失し、社外取締役ではなくなっています。
- ・2023年1月31日まで社外取締役であった徐柱良氏は、2023年1月31日時点で、金山エネルギーグループ有限公司の執行董事兼主席でした。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。徐柱良氏は、2023年1月31日に開催された当社臨時株主総会の終結の時をもって辞任しています。
- ・社外取締役である何清氏は、北京北大青島有限責任会社の副総裁及び金山エネルギーグループ有限公司の執行董事です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。何清氏は、2023年4月1日付けで当社100%子会社であるグローム・ワークサポート株式会社の業務執行取締役に就任したため、当社における社外性を喪失しています。
- ・2023年1月31日に社外取締役に就任した齋藤顕次氏は、株式会社Webplus Japanの代表取締役、株式会社アジアゲートホールディングスの社外取締役、NC MAX WORLD株式会社の取締役、株式会社ハンドレッドイヤーズの取締役及び株式会社FAIRY FORESTの取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2023年1月31日に社外取締役に就任した張力耘氏は、DivineSoft株式会社の代表取締役及び守望智康（北京）科技有限公司の総経理です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2022年7月28日まで社外監査役であり、2023年7月28日に社外取締役（監査等委員）に就任した堂野達之氏は、堂野法律事務所の所長です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2022年7月28日に社外取締役（監査等委員）に就任した真鍋恵美子氏は、公認会計士真鍋恵美子事務所の所長、税理士法人すばる会計の社員、四国旅客鉄道株式会社の監査役及び株式会社すばるの取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ②会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	藤本 一郎	2022年7月に就任し2022年11月に社外性を喪失するまでの間、社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会6回のうちすべてに出席しました。 弁護士として、企業法務に関する豊富な経験、幅広い知見を有していることから、当社グループの法務及びコンプライアンス全般に対する有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、企業法務に関する豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外取締役	徐 柱良	2023年1月に辞任するまでの間、社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。 海外における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、海外における企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外取締役	何 清	社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席しました。 企業財務及び企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外取締役	齋藤 顕次	2023年1月に就任以降、社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会3回のうちすべてに出席しました。 企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を有していることから、経営に関する有効な助言をいただけるものと期待してご就任頂き、取締役会において、企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外取締役	張 力耘	2023年1月に就任以降、社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会3回のうちすべてに出席しました。 企業経営及びITに関する豊富な経験を通じ、経営・事業戦略に関する知識と経験及び国内外における幅広いネットワークを当社の経営体制の強化に生かしていただけるものと期待してご就任頂き、取締役会において、企業経営及びITに関する豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役・ 監査等委員	堂野 達之	社外監査役、社外取締役（監査等委員）として、事業年度に開催された取締役会18回のうちすべて、監査役会5回のうちすべて、監査等委員会13回のうちすべてに出席しました。 弁護士として、主に株主総会指導、M&A、コンプライアンス指導という企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、弁護士としての高い見識から経営全般に対する監視と有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。 また、監査役会及び監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っています。
社外取締役・ 監査等委員	真鍋 恵美子	2022年7月に就任以降、社外取締役（監査等委員）として、当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべて、監査等委員会13回のうちすべてに出席しました。 公認会計士及び税理士として、企業の会計・税務に関する分野でご活躍されてきており、豊富な専門的知識と経験から、当社の会計・税務全般に対する監視と有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門性見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。 また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っています。

- (注) 1. 藤本一郎氏は、2022年11月18日付けで当社代表取締役に就任したため、当社における社外性を喪失し社外取締役ではなくなっています。
- (注) 2. 徐柱良氏は、2023年1月31日に開催された当社臨時株主総会の終結の時をもって辞任しています。
- (注) 3. 何清氏は、2023年4月1日付けで当社100%子会社の業務執行取締役に就任したため、当社における社外性を喪失し社外取締役ではなくなっています。

④親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤社外役員に関する記載内容に対する当社社外取締役からの意見

上記①～④に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見はありません。

⑥法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当社は、当社連結子会社において2021年3月期第2四半期から2022年3月期に行われた不適切な取引に対し、2022年6月24日に特別調査委員会から受

領した調査報告書の結果を踏まえ、同年8月30日に再発防止策を策定いたしました（同年9月28日及び2023年2月17日に一部変更）。

各社外取締役、各社外監査役及び各社外監査等委員は、当該不適切な取引が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。

当該不適切な取引認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

協立神明監査法人（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人でありました赤坂有限責任監査法人は、2022年7月28日付で辞任しました。それに伴い同日開催の監査等委員会において協立神明監査法人を一時監査人として選任し、同監査法人が就任しました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しています。
- (注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、当社グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることと、その継続的な改善に努めています。

① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。これを遂行するため、当社は、グローム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- A. 当社では、取締役会がグローム・グループ各社の経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- B. 取締役は、グローム・グループ各社が、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を構築する。
- C. コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。同規程は、コンプライアンス委員会が運営し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。
- D. 取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報

告の信頼性確保、業務の有効性と効率性の維持・向上、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

E.当社は、稟議等により業務を遂行するに際して決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みにより、社内稟議プロセスの牽制機能強化を図る。

F.内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の一層の確保に努めている。

G.当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように万全を期す。

具体的な取り組みとして、

- ・反社会的勢力取引排除等規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。

- ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。

- ・外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように、反社会的勢力でないか調査を行う。

H.内部通報規程を制定し、職制以外の情報伝達経路として内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と内部通報者の保護を行う。

I.ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、グローム・グループ各社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

[運用状況の概要]

A.当社は、中期経営計画等の事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は9名中5名（2023年3月31日現在）を社外取締役により構成し、経営執行の監視を行っています。

B.当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。

C.グローム・グループ全社に適用されるコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。

D.内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。

- E.電子稟議システムを導入し、稟議申請規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的かつ確実に記録しています。
- F.業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、公認内部監査人資格を有する監査員が内部監査計画に基づき内部監査を実施しています。
- G.反社会的勢力との取引排除のため反社会的勢力取引排除等規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- H.グローム・グループ全社に適用される内部通報規程を制定し、退職後1年以内の者を含め、全役職員から通報・相談を受ける窓口を社内（監査等委員）と社外（法律事務所）に設置し、受け付け、通報者・相談者についての秘密保持と個人情報保護を徹底するほか、不当な差別を禁止した上で、グループ各社での不正行為等のリスク情報の収集と調査並びに是正の対応を行うことができる体制を構築しています。
- I.コンプライアンスに関する研修を通じて情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を継続的に実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

〔体制〕

当社は、文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、役職員に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

〔運用状況の概要〕

当社は文書管理規程を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。

また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び管理に関しての手続きを明瞭化かつ効率化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

③ グローム・グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
〔体制〕

グローム・グループ全体に適用されるリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理統括責任者及びリスク管理責任者を配置し、原則隔週開催される経営企画会議にてリスク管理責任者がリスクに関する報告を行うことにより、事業や業務の目標・目的の達成に影響を与え、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事象を発生させる可能性のあるリスクについて、適切な対応と会社損失の最小化に努め、事業の継続と企業としての信頼性確保を図ることとする。

また、リスク情報については、当社への情報伝達とグローム・グループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

〔運用状況の概要〕

リスク管理体制を強化し、確実な運用が図られるようにリスクマネジメント規程を制定し、グローム・グループ各社のリスクに関する情報は、当社代表取締役社長がリスク管理統括責任者、グローム・グループ各社の主要部門からの経営企画会議参加者がリスク管理責任者となり、情報収集を実施し、定期的に経営企画会議で報告されることとしています。なお、リスクの高い事項等については適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めることとしています。

④ グローム・グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

当社は、取締役会がグローム・グループ各社の経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

- A. 経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。
- B. 代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

〔運用状況の概要〕

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が、各担当部門により経営の方針・計画及び規程等に基づき遂行される業務に対して経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

⑤ グローム・グループ各社における業務の適正を確保するための体制
〔体制〕

A.当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループ各社としての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に応じて管理する事項を見極め、グローム・グループ各社における業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実を柱とする体制を構築する。

また、当社は、当社企業集団のガバナンスに係る重要事項、並びに当社と子会社間の重要な取引につき、当社取締役会の付議事項としている。

B.当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に月次報告する。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画部門の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

〔運用状況の概要〕

A.子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業推進と経営管理並びにコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を設置しているほか、グローム・グループ各社に当社取締役を兼任させ、必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。

B.当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制
〔体制〕

当社では、監査等委員会の職務は、総務、財務・経理、法務、人事、内部監査等各部門を分野ごとの補助使用人として各部門の専門性を活かすことにより、内部統制システムの監査等について補助していく体制を整備する。

〔運用状況の概要〕

監査等委員会が行う業務の補助人が内部監査部門の他、総務部門、財務・経理部門、IT部門から指名され、監査等委員会の業務補助を行うとともに、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

監査等委員会の職務を補助すべき各使用人が監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。監査等委員会は各使用人の独立性を確保するため隔月で連絡会を行い、監査等委員会の監査等方針の確認及び関連する各部門の業務執行牽制体制について協議する。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、監査等委員が候補者と直接面談するなどし、意見を述べることとなっているほか、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定をしています。また、監査等委員業務の補助人の指名については監査等委員会規程に記載され、「補助人が監査等委員会の要請に基づき補助業務を行う際は、業務に関する守秘義務について十分理解し、監査等委員会の指揮命令に従う」こと及び取締役からの独立性について規定しています。

- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査等委員へ報告する以下の体制を整備する。

- A. 監査等委員が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
 - B. 当社の監査等委員が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、又は書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
 - C. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制
 - D. 監査等委員又は監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- コンプライアンスに抵触する行為等について監査等委員又は監査等委員会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

[運用状況の概要]

- A. 監査等委員は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
- B. 監査等委員は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査等委員に説明や資料の提出を行っています。
- C. 重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査等委員に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告します。
- D. 当社の監査等委員全員がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査等委員等受付窓口にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

[体制]

監査等委員が監査等委員監査の実施について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査等委員の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況の概要]

監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

監査等委員は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

[運用状況の概要]

監査等委員は、重要会議に出席するほか、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と個別に面談するほか、小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、報告を求めるなどし、必要な情報の収集や意見交換を行っています。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めていません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

親会社株主に帰属する当期純利益の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針としています。この基本方針に基づき、当期の期末配当については、1株当たり5円として当社株主総会に諮る予定です。

(注) 本事業報告に記載しています金額及び数値については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、また、消費税等は含まれていません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,920	流動負債	64
現金及び預金	2,447	未払法人税等	16
売掛金	1	賞与引当金	15
短期貸付金	287	その他	32
1年内回収予定の長期貸付金	1,041	固定負債	191
未収入金	136	資産除去債務	18
その他	5	長期預り敷金保証金	173
貸倒引当金	△0		
固定資産	3,497	負債合計	256
有形固定資産	1,452	(純資産の部)	
建物	736	株主資本	7,004
構築物	9	資本金	3,049
工具、器具及び備品	13	資本剰余金	3,012
土地	693	資本準備金	3,012
無形固定資産	0	利益剰余金	943
ソフトウェア	0	利益準備金	74
その他	0	その他利益剰余金	869
投資その他の資産	2,044	繰越利益剰余金	869
関係会社株式	1,269	自己株式	△0
長期貸付金	1,064	新株予約権	156
繰延税金資産	8		
敷金及び保証金	59	純資産合計	7,161
その他	226		
貸倒引当金	△584	負債純資産合計	7,417
資産合計	7,417		

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		150
売上原価		82
売上総利益		68
販売費及び一般管理費		490
営業損失		△422
営業外収益		
受取利息	35	
貸倒引当金戻入額	33	
その他	0	69
営業外費用		
支払利息	0	
控除対象外消費税	5	
その他	0	5
経常損失		△357
特別利益		
受取保険金	51	
新株予約権戻入益	22	73
特別損失		
固定資産除却損	0	
特別調査費用	20	
出資金評価損	1	
減損損失	0	23
税引前当期純損失		△307
法人税、住民税及び事業税	△122	
法人税等調整額	6	△115
当期純損失		△192

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金		自己 株式	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,049	3,012	74	1,115	△0	7,250
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△54		△54
当 期 純 損 失				△192		△192
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△246	-	△246
当 期 末 残 高	3,049	3,012	74	869	△0	7,004

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	97	7,348
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△54
当 期 純 損 失		△192
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	59	59
当 期 変 動 額 合 計	59	△187
当 期 末 残 高	156	7,161

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,051	流動負債	262
現金及び預金	2,964	未払法人税等	38
売掛金	77	賞与引当金	58
営業貸付金	888	その他	165
商品及び製品	5	固定負債	164
原材料及び貯蔵品	0	資産除去債務	18
短期貸付金	236	長期預り敷金保証金	145
1年内回収予定の長期貸付金	883	その他	0
その他	166		
貸倒引当金	△170	負債合計	426
固定資産	3,381	(純資産の部)	
有形固定資産	1,470	株主資本	7,859
建物及び構築物	750	資本金	3,049
土地	704	資本剰余金	3,012
その他	15	利益剰余金	1,798
無形固定資産	4	自己株式	△0
その他	4	その他の包括利益累計額	△10
投資その他の資産	1,907	為替換算調整勘定	△10
投資有価証券	814	新株予約権	156
長期貸付金	987		
繰延税金資産	16	純資産合計	8,006
敷金及び保証金	59		
その他	486	負債純資産合計	8,432
貸倒引当金	△457		
資産合計	8,432		

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,798
売上原価		630
売上総利益		1,167
販売費及び一般管理費		1,078
営業利益		89
営業外収益		
受取利息	1	
持分法による投資利益	116	
違約金収入	71	
その他	1	191
営業外費用		
支払利息	2	
その他	9	12
経常利益		268
特別利益		
受取保険金	51	
債務返還引当金戻入益	88	
新株予約権戻入益	22	162
特別損失		
固定資産除却損	4	
関係会社清算損	12	
特別調査費用	20	
出資金評価損	1	
減損損失	0	
その他	1	40
税金等調整前当期純利益		390
法人税、住民税及び事業税	31	
法人税等調整額	8	40
当期純利益		350
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		348

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,049	3,012	1,504	△0	7,566
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△54		△54
親会社株主に帰属する当期純利益			348		348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	293	-	293
当 期 末 残 高	3,049	3,012	1,798	△0	7,859

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計			
当 期 首 残 高	△5	△5	97	△2	7,656
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△54
親会社株主に帰属する当期純利益					348
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5	△5	59	2	55
当 期 変 動 額 合 計	△5	△5	59	2	349
当 期 末 残 高	△10	△10	156	-	8,006

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

グローーム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立神明監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローーム・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2022年6月27日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立神明監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2022年6月27日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業活動の場において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等（主要子会社2社については監査等委員が監査役を兼務）と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当事業年度において子会社と一部のアライアンス先医療機関との間に不適切な取引が存していたことが判明しました。当社及び当社グループは特別調査委員会の調査報告書における原因の分析及び再発防止策の提案を真摯に受け止め、取締役会において経営責任の明確化、具体的な再発防止策を決議し、全社で運用を進めております。監査等委員会においては、当該再発防止策を当社及び当社グループにおいて確実に進めるべく、内部管理体制強化とビジネスモデル再構築プロセスを注視、検証して参ります。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
一時会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
一時会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

グローム・ホールディングス株式会社
監査等委員会

監査等委員 山口 公明 ⑩

監査等委員 堂野 達之 ⑩

監査等委員 真鍋 恵美子 ⑩

- (注) 1 当社は、2022年6月27日開催の第30回定時株主総会の決議により、2022年7月28日開催の株主総会の継続会の終結をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年4月1日から上記株主総会の継続会の終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。
- 2 監査等委員堂野達之及び真鍋恵美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収合併契約承認の件

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、会社法の定める吸収合併の方法により、当社を存続会社とし、当社の完全子会社であるグローム・プラス株式会社、グローム・ステイ株式会社及び合同会社シアトル525（以下「子会社3社」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を実施することを内容とする吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を、子会社3社との間で締結することを決議し、本吸収合併契約を締結いたしました。

子会社3社はいずれも休眠中かつ債務超過の状態にありますので、本吸収合併に伴い、当社においては、いわゆる合併差損が生じることが見込まれます。そのため、会社法第796条第2項ただし書及び会社法第795条第2項の規定により、本株主総会において、本吸収合併契約のご承認をお願いするものです。

1. 吸収合併を行う理由

当社の完全子会社である子会社3社は、実質的な事業活動を終えて現在休眠中ですが、当社グループの個々の法人の管理に係る人的コストの削減や各子会社との債権債務を整理し、グループとしての経営の効率化を図るため、当社を存続会社として、子会社3社を吸収合併することといたしました。

2. 吸収合併契約の内容の概要

本吸収合併契約の内容は、次の通りです。

(1) グローム・プラス株式会社との合併契約

吸収合併契約書（写し）

グローム・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とグローム・プラス株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式、存続会社および消滅会社の住所）

1. 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存

続し、乙は解散する。

2 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号と住所は、次のとおり。

(1) 吸収合併存続会社：甲

商号：グローム・ホールディングス株式会社

住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号

(2) 吸収合併消滅会社：乙

商号：グローム・プラス株式会社

住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号

第2条（合併に際して交付する金銭等およびその割当てに関する事項）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第3条（合併後の資本金および準備金の額）

本合併は無対価合併であり、本合併により甲の資本金および準備金は増加しない。

第4条（合併承認株主総会）

1. 甲は、2023年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。ただし、甲は、やむを得ない事由がある場合には、その開催日を変更することができる。

2. 乙は、会社法第784条第1項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年10月1日とする。ただし、本合併の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

第6条（会社財産等の承継）

乙は、2023年3月31日現在の乙の貸借対照表その他の同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、乙の一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はそれを承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲および乙が協議の上行う。

第8条（従業員の雇用）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については、甲および乙が協議の上決定する。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、本合併に関して、本契約に従った合併の実行に支障となり得る重大な事象が発生または判明した場合等には、甲および乙は、すみやかに誠実に協議し合意の上合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第4条第1項に定める甲の株主総会の承認または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（本契約規定以外の協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年5月23日

【甲】 東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役 藤本 一郎

【乙】 東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・プラス株式会社
代表取締役 近藤 肇

(2) グローム・ステイ株式会社との合併契約

吸収合併契約書（写し）

グローム・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とグローム・ステイ株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式、存続会社および消滅会社の住所）

1. 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 2 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号と住所は、次のとおり。
 - (1) 吸収合併存続会社：甲
商号：グローム・ホールディングス株式会社
住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号
 - (2) 吸収合併消滅会社：乙
商号：グローム・ステイ株式会社
住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号

第2条（合併に際して交付する金銭等およびその割当てに関する事項）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第3条（合併後の資本金および準備金の額）

本合併は無対価合併であり、本合併により甲の資本金および準備金は増加しない。

第4条（合併承認株主総会）

1. 甲は、2023年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。ただし、甲は、やむを得ない事由がある場合には、その開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第784条第1項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年10月1日とする。ただし、本合併の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

第6条（会社財産等の承継）

乙は、2023年3月31日現在の乙の貸借対照表その他の同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、乙の一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はそれを承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲および乙が協議の上行う。

第8条（従業員の雇用）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については、甲および乙が協議の上決定する。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、本合併に関して、本契約に従った合併の実行に支障となり得る重大な事象が発生または判明した場合等には、甲および乙は、すみやかに誠実に協議し合意の上合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第4条第1項に定める甲の株主総会の承認または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（本契約規定以外の協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年5月23日

【甲】 東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役 藤本 一郎

【乙】 東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ステイ株式会社
代表取締役 涌井 弘行

(3) 合同会社シアトル525との合併契約

吸収合併契約書（写し）

グローム・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と合同会社シアトル525（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式、存続会社および消滅会社の住所）

1. 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 2 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号と住所は、次のとおり。
 - (1) 吸収合併存続会社：甲
商号：グローム・ホールディングス株式会社
住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号
 - (2) 吸収合併消滅会社：乙
商号：合同会社シアトル525
住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号

第2条（合併に際して交付する金銭等およびその割当てに関する事項）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の社員に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の持分は、効力発生日に消滅することとする。

第3条（合併後の資本金および準備金の額）

本合併は無対価合併であり、本合併により甲の資本金および準備金は増加しない。

第4条（合併承認株主総会）

1. 甲は、2023年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。ただし、甲は、やむを得ない事由がある場合には、その開催日を変更することができる。
2. 乙の唯一の社員である甲は、本契約の締結に同意するものとする。

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年10月1日とする。ただし、本合併の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

第6条（会社財産等の承継）

乙は、2023年3月31日現在の乙の貸借対照表その他の同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、乙の一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はそれを承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲および乙が協議の上行う。

第8条（従業員の雇用）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については、甲および乙が協議の上決定する。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、本合併に関して、本契約に従った合併の実行に支障となり得る重大な事象が発生または判明した場合等には、甲および乙は、すみやかに誠実に協議し合意の上合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第4条第1項に定める甲の株主総会の承認または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（本契約規定以外の協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年5月23日

【甲】 東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役 藤本 一郎

【乙】 東京都港区赤坂一丁目12番32号
合同会社シアトル525
代表社員 グローム・ホールディングス株式会社
職務執行者 福島 満則

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

（1）グローム・プラス株式会社との合併契約について

① 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社であるグローム・プラス株式会社の株主に対し、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いませんが、当社とグローム・プラス株式会社は完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。また、本合併による当社の資本金及び資本準備金の変動はありません。

② 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

グローム・プラス株式会社は、新株予約権を発行していないため、該当はありません。

- ③ グローム・プラス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
グローム・プラス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、参考資料のとおりです。
- ④ グローム・プラス株式会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
グローム・プラス株式会社は、係る臨時計算書類等を作成しておりません。
- ⑤ グローム・プラス株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
- ⑥ グローム・プラス株式会社が会社法第492条第1項または第658条第1項もしくは第669条第1項もしくは第2項の規定により作成した貸借対照表
グローム・プラス株式会社は、係る貸借対照表を作成しておりません。
- ⑦ 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

(2) グローム・ステイ株式会社との合併契約について

- ① 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社であるグローム・ステイ株式会社の株主に対し、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いませんが、当社とグローム・ステイ株式会社は完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。また、本合併による当社の資本金及び資本準備金の変動はありません。
- ② 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
グローム・ステイ株式会社は、新株予約権を発行していないため、該当はありません。
- ③ グローム・ステイ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
グローム・ステイ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、参考資料のとおりです。
- ④ グローム・ステイ株式会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日と

する臨時計算書類等の内容

グローム・ステイ株式会社は、係る臨時計算書類等を作成しておりません。

- ⑤ グローム・ステイ株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

- ⑥ グローム・ステイ株式会社が会社法第492条第1項または第658条第1項もしくは第669条第1項もしくは第2項の規定により作成した貸借対照表

グローム・ステイ株式会社は、係る貸借対照表を作成しておりません。

- ⑦ 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(3) 合同会社シアトル525との合併契約について

- ① 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社である合同会社シアトル525の社員に対し、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いませんが、当社と合同会社シアトル525は完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。また、本合併による当社の資本金及び資本準備金の変動はありません。

- ② 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

合同会社シアトル525は、新株予約権を発行していないため、該当はありません。

- ③ 合同会社シアトル525の最終事業年度に係る計算書類等の内容

合同会社シアトル525の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、参考資料のとおりです。

- ④ 合同会社シアトル525の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

合同会社シアトル525は、係る臨時計算書類等を作成しておりません。

- ⑤ 合同会社シアトル525の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

- ⑥ 合同会社シアトル525が会社法第492条第1項または第658条第1項も

しくは第669条第1項もしくは第2項の規定により作成した貸借対照表
 合同会社シアトル525は、係る貸借対照表を作成しておりません。

- ⑦ 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の
 負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
 該当事項はありません。

4. 参考資料

当社が吸収合併する連結子会社3社（グローム・プラス(株)、グローム・ス
 ティ(株)及び(合)シアトル525）は、2023年3月期には休眠手続きを経て事
 業活動を1年間休止しておりましたので、各社の状況に関する重要な事項は
 ありませんので、最終事業年度に係る計算書類のみを参考資料とさせていただきます。

(1) グローム・プラス(株)

①貸借対照表（2023年3月31日）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
資産の部		負債の部	
【固定資産】	192	【流動負債】	21,271
(有形固定資産)	192	関係会社短期借入金	20,043
工具器具備品	1,120	未払利息	1,227
工具減価償却累計額	-928	負債の部合計	21,271
		純資産の部	
		【株主資本】	-21,079
		【資本金】	50,000
		資本金	50,000
		【利益剰余金】	-71,079
		(その他利益剰余金)	-71,079
		繰越利益剰余金	-71,079
		純資産の部合計	-21,079
資産の部合計	192	負債・純資産の部合計	192

②損益計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

科目	金額
売上高	0
売上総利益	0
営業利益	0
経常利益	0
税引前当期純利益	0
当期純利益	0

③株主資本等変動計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

科目	変動事由		金額(千円)
【株主資本】			
【資本金】	当期首残高及 び当期末残高		50,000
【利益剰余金】			
(その他利益剰余 金)			
繰越利益剰余金	当期首残高		-71,079
	当期変動額	当期純利益	0
	当期末残高		-71,079
利益剰余金合計	当期首残高		-71,079
	当期変動額		0
	当期末残高		-71,079
株主資本合計	当期首残高		-21,079
	当期変動額		0
	当期末残高		-21,079
純資産合計	当期首残高		-21,079
	当期変動額		0
	当期末残高		-21,079

(2) グローム・ステイ(株)

①貸借対照表 (2023年3月31日)

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
資産の部		負債の部	
【流動資産】	4	【流動負債】	4,440
現金	4	関係会社短期借入金	4,152
		未払利息	287
		負債の部合計	4,440
		純資産の部	
		【株主資本】	-4,436
		【資本金】	60,000
		資本金	60,000
		【利益剰余金】	-64,436
		(その他利益剰余金)	-64,436
		繰越利益剰余金	-64,436
		純資産の部合計	-4,436
資産の部合計	4	負債・純資産の部合計	4

②損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科目	金額
売上高	0
売上総利益	0
営業利益	0
経常利益	0
税引前当期純利益	0
当期純利益	0

③株主資本等変動計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

科目	変動事由		金額(千円)
【株主資本】			
【資本金】	当期首残高及び 当期末残高		60,000
【利益剰余金】			
(その他利益剰余金)			
繰越利益剰余金	当期首残高		-64,436
	当期変動額	当期純利益	0
	当期末残高		-64,436
利益剰余金合計	当期首残高		-64,436
	当期変動額		0
	当期末残高		-64,436
株主資本合計	当期首残高		-4,436
	当期変動額		0
	当期末残高		-4,436
純資産合計	当期首残高		-4,436
	当期変動額		0
	当期末残高		-4,436

(3) (合)シアトル525

①貸借対照表 (2023年3月31日)

科目	金額(円)	科目	金額(円)
資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
普通預金	17,698	未払費用	8,623,906
流動資産合計	17,698	流動負債合計	8,623,906
		【固定負債】	
		長期借入金	103,272,731
		固定負債合計	103,272,731
		負債合計	111,896,637
		純資産の部	
		【株主資本】	
		資本金	100,000
		【利益剰余金】	
		(その他利益剰余金)	-111,978,939
		繰越利益剰余金	-111,978,939
		利益剰余金合計	-111,978,939
		株主資本合計	-111,878,939
		純資産合計	-111,878,939
資産の部合計	17,698	負債純資産合計	17,698

②損益計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

科目	金額
売上高	0
売上総利益	0
営業利益	0
経常利益	0
税引前当期純利益	0
当期純利益	0

③株主資本等変動計算書（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

科目	変動事由		金額(円)
【株主資本】			
【資本金】	当期首残高及び 当期末残高		100,000
【利益剰余金】			
(その他利益剰余金)			
繰越利益剰余金	当期首残高		-111,978,939
	当期変動額	当期純利益	0
	当期末残高		-111,978,939
利益剰余金合計	当期首残高		-111,978,939
	当期変動額		0
	当期末残高		-111,978,939
株主資本合計	当期首残高		-111,878,939
	当期変動額		0
	当期末残高		-111,878,939
純資産合計	当期首残高		-111,878,939
	当期変動額		0
	当期末残高		-111,878,939

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要課題の一つとして位置付けると共に、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えています。

当社は、当社連結損益計算書における「親会社株主に帰属する当期純利益」の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針としています。この基本方針に基づき、当期の期末配当については、以下の通りとします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額45,252,150円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社取締役全員（監査等委員である取締役を除く6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじもと いちろう 藤本 一郎 (1975年11月16日)	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト (弁護士) 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire Patton Boggs) ロサンゼルス事務所 (客員弁護士) 2007年9月 上海兆辰匯亜律師事務所 (現 上海上海瀾亭律師事務所) (客員弁護士) 2009年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 (弁護士) 2012年9月 神戸大学法科大学院 非常勤講師 (現任) 2014年11月 公益財団法人中辻創智社 (2023年3月31日迄の商号：一般財団法人中辻創智社) 理事 (現任) 2015年2月 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事長 (現任) 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 (弁護士) (現任) 2018年4月 同志社大学法科大学院 客員教授 2019年4月 扶和ドローン株式会社 監査役 (現任) 2019年10月 当社社外取締役 (2020年6月迄) 2019年12月 株式会社アジアゲートホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年7月 当社社外取締役 2022年11月 当社代表取締役社長 (現任) グローム・マネジメント(株)代表取締役会長 (現任) グローム・ワークサポート(株)代表取締役会長 (現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	もり 森 よし ひで 芳 英 (1954年1月10日)	1977年4月 (株)東京相和銀行 2002年3月 (株)東京スター銀行 法人金融本部 部長 2003年11月 (株)ミネルバ債権回収 副部長 (オ リンパスグループ) 2008年6月 ユナイテッド・ヘルスケア (株) 取締役 (オリンパスグループ) 2012年7月 (株)メディウエル コンサルティン グ事業部 部長 (アインファーマシー ズグループ) 2017年6月 LCパートナーズ (株) 2018年8月 LCメディコム (株) (現グローム・ マネジメント(株))へ転籍 メディカ ル事業部長 2019年6月 同社取締役 2021年1月 グローム・ワークサポート(株) 取締役 (現任) 2022年11月 グローム・マネジメント(株)代表取締役 社長 (現任) 当社執行役員 2023年1月 当社取締役 (現任)	一株
3	すが はら まさ ずみ 菅 原 正 純 (1969年1月15日)	1987年4月 (株)サン・ジャパン (現 (株) CAICA DIGITAL) 2013年1月 (株)CareOnline (現 (株)ケアダ イナミックス) 2014年6月 (株)SJメディカル (現 (株)ノー ザ) 2021年6月 グローム・マネジメント (株) ITサ ポート部シニアマネージャー 2022年4月 同社取締役 (現任) 2022年11月 同社事業推進部管掌 (現任) 2022年11月 当社執行役員 2023年1月 当社取締役 (現任)	一株
4	か 何 せい 清 (1968年4月25日)	1993年5月 北京中之旅商務會議服務有限公司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高財務 責任者 2009年10月 北京北大青島有限責任公司 副總裁 (現任) 2017年4月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事 (現任) 2021年6月 当社 社外取締役 (2023年4月以降 は取締役) (現任) 2023年4月 グローム・ワークサポート(株) 取締役 国際事業部管掌 (現任)	一株

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	さい とう けん じ 齋 藤 顕 次 (1963年12月16日)	1987年4月 伊藤忠商事(株) 2000年1月 山田建設(株) 2005年10月 (株)アースリー 取締役 2011年2月 (株)Webplus Japan代表取締役 (現任) 2013年3月 (株)PAX創研(現(株)メトロス 開発)代表取締役 2015年4月 石山Gateway Holdings(株) 執行 役員 2016年6月 燦キャピタルマネージメント(株) 取締役 2017年3月 SGPEジャパン(株) 代表取締役 2017年3月 SUN BIOMASS.PTE.LTD Director 2020年8月 ルイ・コーポレーション(株) 2021年12月 (株)アジアゲートホールディングス 取締役(現任) 2022年1月 NC MAX WORLD(株) 取締役 (現任) 2022年2月 (株)ハンドレッドイヤーズ 取締役 (現任) 2022年6月 (株)FAIRY FOREST 取締役(現 任) 2023年1月 当社社外取締役(現任)	一株
6	ちよう りき うん 張 力 耘 (1964年4月20日)	1987年7月 中国税関計算センター システム開発 1990年2月 北京コア(株) システム開発 1993年6月 北京珠峰(株) システム開発 1998年12月 システムコンサルティング(株) システム開発 2005年3月 DivineSoft(株) 代表取締役(現 任) 2012年10月 北京仁本新動科技有限公司 総経理 2017年11月 守望智康(北京)科技有限公司 総経 理(現任) 2019年7月 (株)アジアゲートホールディングス 取締役 2023年1月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 齋藤顕次氏、張力耘氏は社外取締役候補者です。
- (注) 3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は、以下のとおりです。
- (1) 齋藤顕次氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を有していることから、経営に関する有効な助言をいただけるものと期待していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 張力耘氏は、企業経営及びITに関する豊富な経験を通じ、経営・事業戦略に関する知識と経験及び国内外における幅広いネットワークを当社の経営体制の強化に生かしていただけるものと期待していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (注) 4. 齋藤顕次氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終

結の時をもって5ヶ月となります。

- (注) 5. 張力耘氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5ヶ月となります。
- (注) 6. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日（2023年3月31日）現在の株式数を記載しています。
- (注) 7. 当社は、齋藤顕次氏及び張力耘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、齋藤顕次氏及び張力耘氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定です。
- (注) 8. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。上記取締役候補者が取締役に選任された場合には、当該契約の被保険者となります。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものです。

【ご参考】第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第3号議案が承認可決された場合、取締役会及び監査等委員会の構成ならびに各取締役の専門性は下記の通りです。

なお、下記の一覧表は各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキル等のうち1つに○印をつけています。

候補者氏名		企業 経営	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	グローバル	医療 業界
藤本 一郎			○			
森 芳英						○
菅原 正純						○
何 清				○		
齋藤 顕次		社外	○			
張 力耘		社外			○	
山口 公明	監査等委員		○			
堂野 達之	監査等委員	社外	○			
真鍋 恵美子	監査等委員	社外		○		

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました赤坂有限責任監査法人は、2022年7月28日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2022年7月28日開催の監査等委員会において協立神明監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しています。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人であります協立神明監査法人を、改めて会計監査人に選任することをお願いするものです。

当社監査等委員会が協立神明監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人のこれまでの職務遂行状況、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質に加え、会計監査の継続性確保を総合的に勘案した結果、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であるとの結論に至ったためです。

会計監査人候補者は、次の通りです。

名称	協立神明監査法人
事務所の所在地	(主たる事務所) 大阪府中央区瓦町三丁目4番8号
沿革	1950年8月 個人事務所として滋賀県大津市に設立。 1965年11月 事務所を大阪市に移転。 1975年4月 協立監査法人を設立。 2004年1月 従たる事務所として東京事務所を設置。 2022年4月 神明監査法人と合併し、協立神明監査法人となる。
概要	公認会計士である社員等 常勤12名 所属公認会計士 常勤6名 非常勤21名 その他の監査実施者 常勤5名 非常勤2名 合計 常勤23名 非常勤23名

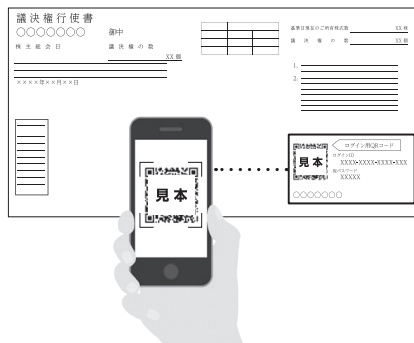
以上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

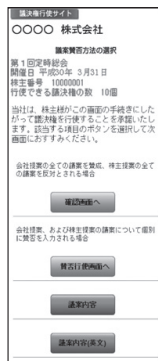
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

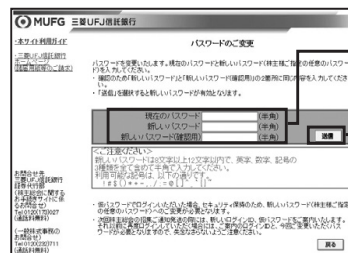
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
電話 03-5562-4110（直通）



※アーク森ビルへの入館の際には、1階受付にて身分証明証（写真付き）をご提示の上、行先（37階アークヒルズクラブ）をお伝えして頂きますと入館証が発行されます。
また、お帰りの際にはアークヒルズクラブ受付にて、入館証にサインが必要となりますのでご注意ください。

交通のご案内

〈交通〉

東京メトロ南北線	「六本木一丁目」駅	3番出口より徒歩約3分
東京メトロ銀座線	「溜池山王」駅	13番出口より徒歩約5分
都営バス	「赤坂アークヒルズ前」	新橋から約10分、下車後
都01系統新橋駅～渋谷駅		徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。